

# 平成 28 年度 第 11 回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 29 年 2 月 24 日 (金) 午前 16 時 00 分～午後 17 時 15 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員  <u>20 名</u>  欠席委員  <u>7 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	出
	3	岡添 薫代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	欠
	5	増崎 淳子	欠	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	欠
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	欠
	9	山口 深	欠	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	出	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	欠	27	谷口 八千代	出
14	山本 洋文	欠				
議事録署名人	23	船平 晃		24	赤松 作男	
職務のため総会に 出席した者の氏名	事務 局長	吉村 克己		課長 補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

## 平成 28 年度第 11 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 28 年度愛南町農業委員会第 11 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 27 名中 20 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、23 番、船平 晃委員と 24 番、赤松 作男委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第二、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。</p> <p>受付番号 26 番、御荘平山 1597 番外 1 筆、地目・面積は畑・5364 m<sup>2</sup>で 3 条有償移転でございます。経営面積は 754.7a でございます。</p> <p>受付番号 27 番、増田 2045 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑 308 m<sup>2</sup>で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 192.3a でございます。なお、本申請は、複数の貸付人に対しまして、借受人は全て同じで、権利種別は 3 条使用貸借でございますので、ここからは貸付側のみ説明させていただきます。</p> <p>増田 2046 番外 4 筆、地目・面積は畑・3,655 m<sup>2</sup>、          増田 2047 番 1 外 8 筆、地目・面積は畑・3,211 m<sup>2</sup>、          増田 2048 番 1、地目・面積は畑・1,486 m<sup>2</sup>、          増田 2049 番外 5 筆、地目・面積は畑・1,836 m<sup>2</sup>、          増田 2056 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・720 m<sup>2</sup>、          増田 2059 番、地目・面積は畑・911 m<sup>2</sup>、          増田 2060 番外 4 筆、地目・面積は畑・1,212 m<sup>2</sup>、          増田 2061 番、地目・面積は畑・393 m<sup>2</sup>、          増田 2062 番、地目・面積は畑・283 m<sup>2</sup>、          増田 2114 番外 4 筆、地目・面積は畑・2,420 m<sup>2</sup>、</p>

	<p>増田 2120 番 1 外 3 筆、地目・面積は畑・419 m<sup>2</sup>、  増田 2128 番外 2 筆、 地目・面積は畑・488 m<sup>2</sup>、  増田 2130 番、 地目・面積は畑・282 m<sup>2</sup>、  増田 2152 番外 2 筆、 地目・面積は畑・1,531 m<sup>2</sup>、  増田 2157 番 1、 地目・面積は 畑・320 m<sup>2</sup>、  増田 2166 番、 地目・面積は畑・264 m<sup>2</sup>、  増田 2189 番 1、 地目・面積は畑・598 m<sup>2</sup>、  でございます。</p> <p>以上2件でございます。申請につきましては、担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。26 番お願ひ致します。</p>
事務局	<p>本日、担当委員さんが欠席の為、事務局から補足説明を申し上げます。譲受人は、愛南町内で既に果樹の栽培を行っている法人です。申請地を譲り受けまして、経営規模の拡充を図るということです。担当委員さんにも確認をいたしました。特に問題となる所はないということでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
委員	<p>譲受人は、町内に他にも農地があるのか。</p>
事務局	<p>平山で借りてみかん農園をしています。</p>
議長(会長)	<p>西柳でもしているが、手入れをあまりしないような農法のようにです。</p>
議長(会長)	<p>他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に 27 番お願い致します。
委員	事務局の説明の通りです。貸付人が多いですが、ここは30年くらい荒廃して遊ばせていたような土地で、竹藪や木で山のようになっている。非農地証明でも出そうな土地です。今回は営農型のソーラーで、以前に見に行ったのと同じようなかたちです。面積も広いです。光の関係は、高台なので、反射しても民家に影響がないところで、周辺の住民の承諾も頂いているそうです。貸付人の中に住所が愛南町でない方がいるのですが、もともとこの地区に住んでいた方です。今回連絡が取れて、することになったということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	合計した面積はどのくらいですか。
事務局	面積ですが、合計して 20,337 m <sup>2</sup> でございます。
委員	この後は、他の申請があるのか。
事務局	今回は 3 条の申請なので、この後 5 条の申請が出てきます。
委員	Ccompany は、愛南町独自の関係会社なのか。
事務局	本店の住所は愛南町増田なので、町内の業者になります。営農の部分の会社です。上大道の場合と同じになると思います。
委員	この使用貸借は、どのくらいで貸すとかは、でていますか。
事務局	申請は 3 条の使用貸借ででておりますので、無償です。借賃とかをどこが払うのかは、今の段階では、まだわかりません。例えば、ソーラーの部分の方が負担するとか何かはあると思います。この後の流れは、前回の上大道のケースでは、ソーラーの会社と営農の会社が 5 条で支柱部分の一時転用の申請、それと同時に 3 条でソーラーの会社と所有者が地上権の申請を出す。この二つを

	同時に申請するという形です。
議長(会長)	他にありませんか。無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 20 番、広見 3157 番 3、地目・面積は田・264 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われれます。</p> <p>受付番号 21 番、御荘長月 3279 番 2、地目・面積は畑・410 m<sup>2</sup>でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 2 件でございます。</p> <p>申請につきましては、それぞれ担当農業委員さんより調査書も提出いただいております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。20 番お願い致します。
委員	場所は、ガソリンスタンドを曲がり 200mほど行った所です。進入路もあり排水路も整備されているので、農業について何も影響のないところですよ。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に 21 番お願い致します。
委員	場所は地図にある通りの集落です。譲渡人と譲受人は親子です。息子が早期退職をされてこちらに帰ってくるということです。父親の家があるのですが、息子の方が、自分の家に住みたいということで、父親の土地に家を建てることになりました。少し高台にあり日当たりも良いが風当たりも強い場所です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第3号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 217 番、再設定、御荘長月 609 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・4,611㎡、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p>

受付番号 218 番、再設定、緑乙 3331 番、地目・面積は田・2,133 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年でございます。

受付番号 219 番、再設定、増田 3009 番 1、地目・面積は田・1,281 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 220 番、再設定、増田 4395 番外 1 筆、地目・面積は田・1,764 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 221 番、再設定、緑乙 4198 番 1 外 4 筆、地目・面積は田・3,781 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 222 番、再設定、増田 2878 番外 1 筆、地目・面積は田・1,283 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 223 番、再設定、広見 3164 番、地目・面積は田・644 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物はWCS、期間は 6 年でございます。

受付番号 224 番、再設定、緑乙 1486 番外 2 筆、地目・面積は田・5,238 m<sup>2</sup>畑・464 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は施設野菜・野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 225 番、新規、御荘菊川 914 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・3,214 m<sup>2</sup>畑・646 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 226 番、新規、御荘菊川 1916 番、地目・面積は田・950 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 227 番、新規、緑乙 3173 番 1 外 10 筆、地目・面積は田・9,620 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 228 番、新規、緑乙 294 番外 4 筆、地目・面積は田・4,819 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 229 番、新規、緑乙 177 番外 2 筆、地目・面積は田・4,085 m<sup>2</sup>、賃

貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 230 番、新規、緑甲 688 番外 3 筆、地目・面積は田・3,041 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は5年でございます。

受付番号 231 番、新規、広見 1257 番、地目・面積は田・4,459 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 232 番、新規、緑乙 706 番、地目・面積は田・2,295 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 233 番、新規、小山 1165 番、地目・面積は田・510 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号 234 番、新規、緑乙 654 番 1、地目・面積は田・1,102 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 235 番、新規、城辺甲 5403 番外 2 筆、地目・面積は畑・4,265 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は 30 年でございます。

受付番号 236 番、新規、御荘和口 50 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・1629 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年 10 か月でございます。

受付番号 237 番、新規、御荘和口 15 番外 2 筆、地目・面積は田・2,544 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年 10 か月でございます。

受付番号 238 番、新規、御荘和口 87 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・2,519 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は 1 年 10 か月でございます。

受付番号 239 番、新規、緑乙 704 番外 1 筆、地目・面積は田・3,689 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 240 番、新規、御荘菊川 1539 番外 8 筆、地目・面積は田・1,144 m<sup>2</sup> 畑 7,718 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は 2 年でございます。



	<p>受付番号 241 番、新規、広見 1720 番 1 外 2 筆、地目・面積は畑・650 m<sup>2</sup>使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 242 番、新規、御荘菊川 1337 番 3、地目・面積は畑・133,659 m<sup>2</sup>使用貸借で生産物は果樹、期間は 2 年でございます。</p> <p>受付番号 243 番、新規、御荘長洲 930 番、地目・面積は畑・20,939 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>以上、いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、226 番ですが、〇〇委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(〇〇委員退室)</p>
議長(会長)	<p>まず、226 番についてご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質問ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>(〇〇委員入室)</p>
議長(会長)	<p>その他について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質問ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>図面の中で貸手と借手の名前が反対のところがあるが、どうしてか。</p>
事務局	<p>こちらのミスです。申し訳ありません。</p>

議長(会長)	他にありませんか？無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人